



# けやき通信

66号

## ごあいさつ 「梅雨の始まり」

5月初旬は新緑も美しく過ごしやすいかったです。後半は急に暑くなり、今年の夏も猛暑を予感させる日々が続きましたね。

5月中旬～6月中旬の1か月間は、所属している団体の総会が毎週のように続き、特に運営側の総会は準備に追われバタバタとしております（毎年のことなのに、毎年バタ

バタするのは何故だろう???)。

6月は梅雨が始まり毎日ジメジメと気分も晴れない日々が続きますが、紫陽花が綺麗に咲く頃でもあり、この近くですと形原温泉あじさい祭りが有名でしょうかね。鎌倉にある長谷寺も有名ですね。久しぶりにゆっくり鎌倉観光したい気分になってきました。

## 今月のテーマ 「遺産の確認（各論「預貯金編」）」



### 1. まず最初に・・・

本号では「預貯金」の確認方法について説明します。

預貯金は相続人が把握していることが多いですが、通帳を発行しない「通帳レス」、店舗を有しない「ネット銀行」もあります。特に「通帳レス」は時代の流れとともにそれが主流になると思いますので、これまで以上に確認が困難化・複雑化していく可能性があります。

### 2. 具体的な確認方法

金融機関が、（1）判明している場合、（2）判明していない場合に分けてご紹介します。

#### （1）判明している場合

残高証明書を取得することをお勧めします。

残高証明書は、一定の日において預金者がその金融機関に有している口座番号や各口座の残高を証明したものです。

取得することで、「同一支店に複数の口座を有している」「普通預金だけでなく定期預金も有している」ことにも気付くことができます。

#### （2）判明していない場合

郵送物を確認してみてください。「定期預金（積金）の満期のお知らせ」「金融商品の案内」「年金のお知らせ」などから取引している金融機関が判明する場合があります。

また、自宅近くの金融機関、三菱UFJ銀行・ゆうちょ銀行・農協など多くの人が通帳を有している金融機関で口座の有無を確認することもお勧めします。

### 3. 通帳レス・ネット銀行への対応

「通帳レス」「ネット銀行」といっても、入出金をするためのキャッシュカードは発行されます。

キャッシュカードは財布やカードケースに入れて持ち歩

くことも多いため、それらを確認することをお勧めします。

### 4. 残高証明書の取得方法

残高証明書の取得には、①お亡くなりになった方の戸籍謄本、②相続人の戸籍謄本、③相続人の印鑑証明書、④その他金融機関が指示する書類を用意して金融機関に発行の依頼をします。なお、①と②の書類に代えて「法定相続情報一覧図」でも構いません。

現在では他支店の口座も調査が可能になってきていますので、「他支店にも口座を有していないか確認して欲しい。」と伝えることも大切です。

### 5. 通帳の取引履歴の確認

通帳の取引履歴を確認することで、他の口座を有していることに気付くこともあります。そのため、1・2年程度遡って取引履歴を確認することも大切です。

特に、①年金、②公共料金（電気・ガス・水道）、③固定資産税や社会保険料の各支払について留意しながら取引履歴を確認することをお勧めします。

年金は通帳に振込まれます。公共料金や固定資産税も口座振替で支払っている方が多いです。もし上記の履歴がなければ、他に口座を有している可能性が高いと言えます。

お手元に通帳がない場合は、取引履歴を発行してもらおう金融機関に依頼してください。

預貯金は後からポロっと出てくることが多い財産の一つです。また、遺産分割を円滑に進めるための代償金としても活用できます。そのため、モシがないように遺産分割前にしっかり確認することが大切です。

## 事務所のご案内



司法書士 吉川 豊  
TEL 0562-91-4350  
豊明市西川町島原2-2 シマ原ビル103  
業務時間：平日9時～18時

（事前のご予約で、時間外・土日も対応可能です。）



### 主な取扱い業務

- ✓ 相続・遺言の作成支援・成年後見等
- ✓ 不動産の贈与・売買・担保権抹消
- ✓ 会社設立・役員変更・目的変更

（当事務所HP）



吉川事務所 豊明市